

他の大学院等における既修得単位等取扱規程

令和4年7月29日

規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第20条の規定に基づき、他の大学院又は外国の大学院（以下「他の大学院等」という。）を修了又は中途退学し、本学大学院に入学を許可された者の既修得単位等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(提出書類)

第2条 他の大学院等で修得した既修得単位を本学大学院の単位とみなす旨の認定を願い出るときは、別に定める様式の既修得単位認定願に他の大学院等が発行した成績証明書を添付して、第1年次春学期履修登録期日までに願い出るものとする。

(認定)

第3条 前条により願出があったときは、大学院運営会議においてその可否を審議し、教授会の議を経て、その結果を別に定める様式の既修得単位認定決定通知書により、当該願い出た者に通知するものとする。

(既修得単位の取扱い)

第4条 前条の規定により認定した授業科目の成績評価は「認定」とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。